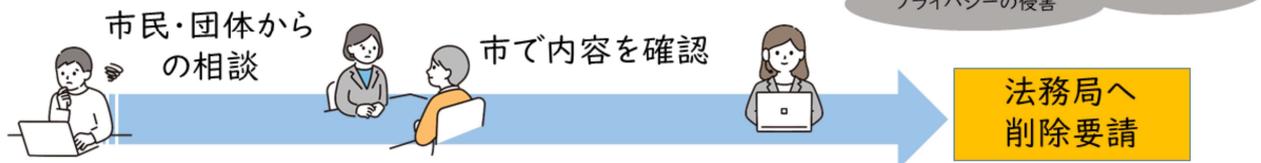


✳ 人権侵害への対応

SNS・インターネット上での人権侵害への対応



住民票の写し等を第三者に不正取得された場合の本人（被害者）への告知

住民票の写し等が、本人以外の第三者に不正取得されたことが明らかになった場合、事前登録の有無に関わらず、その事実を本人に告知します。

令和4年10月1日 施行



本人の権利利益の侵害を防止
不正取得による人権侵害の抑止



（法務局への削除要請）

インターネットは、情報や知識の獲得、発信を行う便利なツールとして社会生活のあらゆる場面で活用されていますが、その性質上、だれでも容易に情報発信できることやその気軽さから、相手を傷つけてしまう表現や書き込みが行われ、いじめや誹謗中傷、プライバシーの侵害といった深刻な人権問題が発生しています。

本市としましては、SNSやインターネット上での人権侵害の被害者から相談や指摘があった場合、その内容を確認し、法務局を通じて削除要請を行っています。

（住民票の写し等を第三者に不正取得された場合の本人への告知）

本市では、平成21年12月1日に独自の制度として、住民票の写し等の不正取得の早期発見や不正請求の抑止効果を期待することを目的に、住民票の写し等を本人の代理人や第三者へ交付したとき、事前に登録されている方へ、その事実を通知する『本人通知制度』を導入しています。

また、令和4年10月1日より、住民票の写し、戸籍謄抄本などが万一不正取得された場合、本人に告知する『富田林市住民票の写し等の不正取得に係る本人告知に関する事務処理要領』を定めました。本要領は、住民票の写し等が本人以外の第三者に不正取得されたことが明らかになった場合、事前登録の有無に関わらず、その事実を本人に告知することで、本人の権利利益の侵害を防止するとともに、さらなる不正取得の抑止効果を期待しています。